

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示	字の区域の設置(五五〇・市町村課).....	1
	字の区域の変更(五五一・市町村課).....	3
	結核予防法による医療機関の指定(五五二、五五三・大曲保健所).....	3
	結核予防法による医療機関の指定(五五四・湯沢保健所).....	3
	保安林の指定解除予定通知(五五五・森林整備課).....	3
	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(五五六、五五六・商工業振興課).....	4
	大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(五六七・商工業振興課).....	4
	道路区域の変更(五六八・道路環境課).....	10
	道路区域の変更及び供用開始(五六九・道路環境課).....	11
	都市計画の案の作成に係る公聴会の開催(五七〇・都市計画課).....	11
	開発行為に関する工事の完了(五七一、五七二・秋田地域振興局建設部).....	11
	建築基準法による道路位置の指定(五七三・由利地域振興局建設部).....	12
公告	土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	12
	土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	13
	物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	14
	選挙管理委員会告示	
	公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(九三).....	16
	人事委員会公告	
	平成十五年秋田県職員採用試験公告(中級試験及び初級試験).....	16
	平成十五年警察官採用試験公告.....	19
	平成十五年秋田県職員採用試験公告.....	20

## 告 示

秋田県告示第五百五十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡若美町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
南秋田郡若美町野石字野石新田	南秋田郡若美町野石字浜田 一の一、二から一七まで、一八の一、一九、一九の一、二〇、二二、二六の三の一部、六四の一、六五の一、六八、七三、七三の一、七三の二、七四から八四まで、八六から一〇〇まで、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇四の一、一〇六の一、一〇七から一二三まで、一二五、一二六から一二八までの各一部、一二九の一、一三〇の一、一三一の一、一三二の一、一三五から一三七まで、一四三から一五二まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	南秋田郡若美町野石字屋布前 二二の一、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、四〇の一、四〇の二、四一の一、四二の一、四二の二、四三の一、四三の二、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六の一、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九から五七まで、五八の一、六二の一、六三の一、六四から八六まで、八七の一、九五の一部、九八の一部、九九の

<p>一部、一〇〇から一〇二まで、一〇六、一〇七の一部、一〇八から一一二まで、一一六の一部</p>	<p>南秋田郡若美町野石字道田      一の一、一の二の一部、二、四から二〇まで、二の一から二の三まで、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、二四から四九まで、五〇の一、五〇の二、五一の一、五一の二、五二から六三まで、六四の一部、六五、六六、六七の一部、六八、六九、七〇の一部、七一、八一から八三まで、八四の一部、一〇三から一〇五まで、一〇六の一部、一〇七から一一三まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢          字土花新田</p>	<p>南秋田郡若美町野石字道田          六四の一部、八七から九七まで、一〇六の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>		<p>南秋田郡若美町福米沢字土花家ノ下          一から一四まで、一六、一七の一、一七の二、一八から二五まで、五二から八六まで、八七の一、八八の一、一四六から一八一まで、一八三から一八六まで、一八七の一から一八七の五まで、一八八から一九二まで、一九三の一部、一九四及びこ</p>
---	---	--------------------------------------	--	--	---

<p>これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字柳ノ下          一から二九まで、五一から九一まで、九二の一、九二の二、九三から一〇五まで、一一一から一二〇まで、一二二から一四九まで、一五〇の一、一五一から一六六まで、一六七の一、一六七の二、一六八から一八七まで、一八八の一から一八八の五まで、一八九から二一二まで、二二三の一部、二二四から二二〇まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢          字八卦台下</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字孫八          一から二六まで、三八から四七まで、四八の一四から四八の一六まで、四九から六三まで、六六の一部、六七の一部、六八から七一まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字馬場田          一から二五まで、三二から五四まで、五七の二、五八から六一まで、六二の一〇から六二の一一まで、六二の一五、六二の一六、六三、七三から七七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字塩柄          一の一、一の二、二の一、二の二、三から五まで、六の一、六の二、七の一、七の二、八、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四の一、一四</p>
------------------------------------	--	--------------------------------------	--	---	---

<p>の二、一五の二、一五の二、一六の二、一六の二、一七の二、一七の二、一八の二から一八の三まで、一九の二、一九の二、二〇の二、二〇の二、二一の二、二一の二、二二の二、二二の二、二三の二、二三の二、二四の二、二四の二、二五の二、二五の二、二六の二、二六の二、二七の二、二七の二、二八の二、二八の二、二九の二、二九の二、三〇の二、三〇の二、三一の二、三一の二、三二の二、三二の二、三三の二、三三の二、三四の二から三四の三まで、三八から四一まで、四二の二、四二の二、四三の二、四三の二、四四の二から四四の三まで、四五の二、四五の二、四六の二、四六の二、四七の二、四七の二、四八の二、四八の二、四九の二、四九の二、五〇の二、五〇の二、五一の二、五一の二、五二の二、五二の二、五三の二、五三の二、五四の二、五四の二、五五の二、五五の二、五七及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字福田 一〇一の一部</p>	<p>南秋田郡若美町福米沢字柳ノ下 二二三の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに二から四まで、六から一七まで、一九から二九までの地先の道路である国有地の全部</p>
--	---------------------------------	---

秋田県告示第五百五十一号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、由利郡岩城町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

<p>変更前の字の区域 由利郡岩城町富田字寺山後 二九の四から二九の九まで</p>	<p>変更後の字の区域 由利郡岩城町富田字根本</p>
---	---------------------------------

秋田県告示第五百五十二号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

<p>名 称 石井内科胃腸科 医院</p>	<p>所 在 地 一 仙北郡中仙町長野字新山七十</p>	<p>指 定 年 月 日 平成十五年七月七日</p>
-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

秋田県告示第五百五十三号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

<p>名 称 薬局すばる</p>	<p>所 在 地 大曲市角間川町字町頭百八十番 地七</p>	<p>指 定 年 月 日 平成十五年五月二十一日</p>
----------------------	--	----------------------------------

秋田県告示第五百五十四号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みわ内科歯科 クリニック	雄勝郡羽後町貝沢字稻荷二十三番地の九	平成十五年七月一日

秋田県告示第五百五十五号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 解除予定保安林の所在場所

平鹿郡大森町八沢木字柴橋八一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び平鹿地域振興局農林部並びに平鹿郡大森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第五百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社秋田フードセンター 代表取締役 齋藤 一郎

(二) 秋田市新屋豊町三番四十八号

大規模小売店舗の名称及び所在地

仁井田ショッピングセンター

(三) 秋田市仁井田本町五丁目二百八十四番地一号外

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山木 雄三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
D・I・Yセンターヤマキ秋田飯島店

秋田市飯島字平右衛門田尻二百六十八番地

(三) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三  
イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日  
平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由  
前代表取締役の辞任による

二 届出年月日  
平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間  
平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターヤマキ大館店

大館市御成町四丁目三十二 十一

(三) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三  
イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日  
平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由  
前代表取締役の辞任による

二 届出年月日  
平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間  
平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第五百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ能代店

能代市大町八番三十六号

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

## 秋田県告示第五百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ男鹿店

男鹿市船越字内子二百八十九番地

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代

表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターヤマキ秋田泉店

秋田市泉北二丁目三 五十一

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 秋田市泉字道田三番地

イ 変更後 秋田市泉北二丁目三 五十一

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地  
平成十一年十月一日

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の所在地  
土地区画整理事業に伴う住居表示の変更による

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由  
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出

秋田県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝  
能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ秋田卸町店  
秋田市卸町一丁目三番七号

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝  
能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ本庄出戸町店  
本庄市出戸町字赤沼下道五十八

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日

平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

本庄市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターヤマキ大曲福田店

大曲市福田町三十五番地

(三) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三  
イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日  
平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由  
前代表取締役の辞任による

届出年月日  
平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間  
平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
D・I・Yセンターヤマキ横手駅前店

横手市駅南二丁目三十八

(三) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山 木 雄 三  
イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日  
平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由  
前代表取締役の辞任による

届出年月日  
平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

三 関係書類の縦覧場所及び期間

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課  
縦覧期間  
(二) 平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターヤマキ湯沢店

湯沢市表町四丁目三三三

(三) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ヤマキ 代表取締役 山木雄三

イ 変更後 株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠 勝

(四) 変更の年月日

平成十五年五月十六日

(五) 変更する理由

前代表取締役の辞任による

二 届出年月日  
平成十五年七月三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第五百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレッツ横手

横手市安田字向田百七十四番一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十五年七月九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年七月十八日から同年八月十八日まで

秋田県告示第五百六十八号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条一項の規定に基づき、次のとおり  
 道路の区域を変更する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	角館六郷線	仙北郡中仙町上篤野字上遠藤二番一〇地先から豊川字北村街道ノ上二番九まで	仙北郡中仙町上篤野字上遠藤二番一〇から豊川字北村街道ノ上二番九まで	一一・六〇〇〃三四・八〇	〇・二五三
			角館六郷線	仙北郡中仙町上篤野字上遠藤二番一〇地先から豊川字北村街道ノ上二番九まで	仙北郡中仙町上篤野字上遠藤二番一〇地先から豊川字北村街道ノ上二番九まで	六・〇〇〇〃二三・〇〇	〇・二五三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年七月十八日から同月三十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、共用を開始する。  
 平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百六十九号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 道	道路の種類		路 線 名	区 区	間 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
	新	旧	横手停車場線	横手市駅前町八〇九番二地先から平城町五一一番地先まで	横手市駅前町八〇九番二地先から平城町五一一番地先まで	一五・〇〇〇〃一六・五〇	〇・二二四
			横手停車場線	横手市駅前町八〇九番二地先から平城町五一一番地先まで	横手市駅前町八〇九番二地先から平城町五一一番地先まで	九・〇〇〇〃一一・五〇	〇・二二四

二 供用開始の期日 平成十五年七月十八日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年七月十八日から同月三十一日まで

公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和四十五年秋田県規則第一号）  
 第三条第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第五百七十号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり

一 公聴会の日時  
 平成十五年八月八日（金）午後二時  
 二 公聴会の場所

大館市字桜町南四十五番地一 大館市立中央公民館  
三 定めようとする都市計画の構想

大館都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定素案  
当該案件に係る関係書類は、建設交通部都市計画課、北秋田地域振興局建設部及び大館市都市計画課に備え置いて、平成十五年七月十八日(金)から同年八月八日(金)までの間縦覧に供する。

四 公述申出書の提出期限等

- (一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年八月一日(金)午後五時までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を五に掲げる場所に提出すること。
- (二) (一)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることが出来る者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (三) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (四) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (五) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 五 問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課 電話〇一八(八六〇)二四四五

秋田県告示第五百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年一月三十日付け指令秋建 三 九十九号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字尾崎十七番地 本荘市長 柳 田 弘	道路の位置の指定箇所 本荘市出戸町字中梵天三十八番一、三十九番一
---	-------------------------------------

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
男鹿市船越字内子二百九十四番地千六百十六  
藤田建設株式会社 代表取締役 藤 田 隆 一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
男鹿市船越字那場掛九十三番、九十四番及び九十五番

秋田県告示第五百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年三月二十日付け指令秋建 三 百十号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南秋田郡天王町天王字天王七十一番地  
宗教法人 自性院 代表役員 鈴 木 道 雄
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
南秋田郡天王町天王字追分百七番二十の内、百七番九十五の内、百七番九十六、百七番二百十三の内、百七番二百十四、百十八番十二、百十八番十三、百十八番十五及び百十八番十八

秋田県告示第五百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の延長 四十八・九十六メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年七月四日
----------------------	----------------	--------------------

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市下川沿土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条

公 告

第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 大館市川口字十三森九十番地二
- 字長里九十八番地
- 片山町一丁目三番十五号
- 餅田字前田七番地四
- 川口字長里八十六番地
- 字十三森八十五番地六
- 片山町一丁目九番十二号
- 川口字長里二百五十二番地
- 餅田一丁目六番一号
- 川口字横岩岱八十一番地

- 長崎 祥悦郎
- 虻川 重雄
- 齋藤 一政
- 虻川 良逸
- 中嶋 藤太郎
- 齋藤 良助
- 齋藤 新昭
- 高清水 勇
- 工藤 正宏
- 齋藤 良助
- 齋藤 一政
- 高清水 勇
- 工藤 正宏

二 就任理事の住所及び氏名

- 大館市片山町一丁目九番十二号
- 餅田一丁目六番一号
- 字前田七番地四
- 川口字十三森九十番地二
- 字長里八十六番地
- 字長里八十八番地
- 字長里九十八番地
- 字横岩岱八十一番地
- 大館市餅田一丁目二番一号
- 川口字稻荷堂岱十五番地一
- 立花字塚ノ下五十五番地
- 就任監事の住所及び氏名
- 大館市川口字稻荷堂岱十五番地一
- 立花字塚ノ下五十五番地
- 餅田二丁目七番八十五号

- 齋藤 良助
- 齋藤 一政
- 高清水 勇
- 齋藤 新昭
- 工藤 正宏
- 齋藤 新昭
- 齋藤 重雄
- 齋藤 新昭
- 工藤 正宏
- 石川 鉄蔵
- 虻川 久崇
- 長崎治五右衛門
- 虻川 久崇
- 長崎治五右衛門
- 石川 久晴

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋

田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 横手市赤坂字赤坂四十三番地
- 睦成字久保ノ目百十番地
- 仙北郡仙南村金沢西根字西今泉九十七番地
- 横手市黒川字本木四十八番地一
- 仙北郡仙南村金沢西根字下万願寺百九十番地
- 横手市下八丁字中村八十五番地
- 赤川字野際六十五番地一
- 三本柳字寺田五十番地一
- 仙北郡仙南村金沢西根字下四ツ谷百二十三番地
- 字中笹巻百二十二番地
- 横手市大水戸町九番八
- 黒川字下和野二百六十番地
- 仙北郡仙南村金沢西根字南千間谷地八十七番地
- 横手市下境字荒田百番地
- 上境字館七十一番地

- 藤井 弘道
- 熊谷 正
- 泉谷 理毅男
- 伊藤 昭五
- 小野寺 敬介
- 高橋 耕一郎
- 石橋 一則
- 渡部 準一
- 深沢 義一
- 因幡 文夫
- 大坂 久逸
- 木村 久猛
- 佐藤 成輝
- 高橋 智
- 箕川 等

二 就任理事の住所及び氏名

- 横手市赤坂字赤坂四十三番地
- 睦成字久保ノ目百十番地
- 仙北郡仙南村金沢西根字西今泉九十七番地
- 横手市黒川字本木四十八番地一
- 仙北郡仙南村金沢西根字下万願寺百九十番地
- 横手市下八丁字中村八十五番地
- 赤川字野際六十五番地一
- 三本柳字寺田五十番地一
- 仙北郡仙南村金沢西根字下四ツ谷百二十三番地
- 字中笹巻百二十二番地
- 横手市大水戸町九番八
- 黒川字下和野二百六十番地
- 仙北郡仙南村金沢西根字南千間谷地八十七番地
- 横手市下境字荒田百番地

- 藤井 弘道
- 熊谷 理毅男
- 泉谷 理毅男
- 伊藤 昭五
- 小野寺 敬介
- 高橋 耕一郎
- 石橋 一則
- 渡部 準一
- 深沢 義一
- 因幡 文夫
- 大坂 久逸
- 木村 久猛
- 佐藤 成輝
- 高橋 智
- 箕川 等

- 三 横手市上境字館七十一番地  
退任監事の住所及び氏名  
横手市八幡字石町百四十二番地 伊藤 勇 一  
仙北郡仙南村金沢西根字南今泉十番地 加賀谷 勤  
横手市下八丁字赤平二十四番地 黒澤 正 巳  
就任監事の住所及び氏名  
横手市八幡字石町百四十二番地 伊藤 勇 一  
仙北郡仙南村金沢西根字南今泉十番地 加賀谷 勤  
横手市下八丁字赤平二十四番地 黒澤 正 巳

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
路面清掃車(真空式) 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年九月二十九日(月)
  - (四) 納入場所  
秋田県鹿角地域振興局建設部
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十五年八月四日(月)午前十一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月十八日

秋田県知事 寺田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
微量全窒素分析装置 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限

(四) 平成十五年九月十六日(火)  
納入場所  
秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月四日(月)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年七月十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

乳房用X線撮影装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年十月三十一日(金)

(四) 納入場所

秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年七月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年八月四日(月)午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。  
六 その他

(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年七月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中

特別養護老人ホームひまわり	由利郡西目町海士剝字御月森一番地
特別養護老人ホームひ	

まわり  
由利郡西目町海士剝字御月森一番地

ケアハウスひまわり  
由利郡西目町海士剝字御月森一番地

改める。  
附則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

平成15年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4・5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成15年7月18日

平成15年7月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 試験の種類及び程度  
平成15年度秋田県職員採用中級試験 短期大学卒業程度  
平成15年度秋田県職員採用初級試験 高等学校卒業程度
- 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
中	1	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
級	11	太平療育園、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事する。
看護師	1	
臨床検査技師	1	
理学療法士	1	
保健師	3	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
診療放射線技師	1	

農 業	1	
	2	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
初 級	6	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	1	知事部局の課又は地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
試 験	4	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。
	1	警察本部に勤務して専門的技術業務に従事する。

3 給与

初任給（平成15年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試 験 区 分	給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
中	医療職給料表 (三)	2級2号給～ 2級3号給	179,800円～ 188,200円
		2級3号給～ 2級4号給	188,200円～ 197,500円
保 健 師	医療職給料表 (三)	1級6号給～ 2級2号給	166,300円～ 177,400円
		2級3号給～ 2級4号給	188,200円～ 197,500円
臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表 (二)	1級4号給～ 2級2号給	152,000円～ 177,400円
		2級3号給～ 2級4号給	188,200円～ 197,500円

初 級	上記以外の試験 区分	行政職給料表	1級5号給	149,200円
初 級	全 試 験 区 分	行政職給料表	1級3号給	139,500円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（中級試験のうち、「看護師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 中級

ア 一般事務及び農業

昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者が受験できる。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成16年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

イ 看護師

昭和43年4月2日以降に生まれた者であって、看護師の免許を有するもの又は平成15年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

ウ 臨床検査技師

昭和51年4月2日以降に生まれた者であって、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成15年度中に実施する臨床検査技師国家試験で臨床検査技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

エ 理学療法士

昭和51年4月2日以降に生まれた者であって、理学療法士の免許を有するもの又は平成15年度中に実施する理学療法士国家試験で理学療法士の免許を取得する見込みのものが受験できる。

オ 保健師

昭和51年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの

又は平成15年度中に実施する保健師国家試験で保健師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

カ 診療放射線技師

昭和51年4月2日以降に生まれた者であって、診療放射線技師の免許を有するもの又は平成15年度中に実施する診療放射線技師国家試験で診療放射線技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

キ 学校栄養士

昭和51年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成16年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(2) 初級

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者が受験できる。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成16年3月31日までにこれらの学校を卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日  
平成15年9月28日（日）

イ 場所

秋田経済法科大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

中級については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「看護師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「保健師」及び「診療放射線技師」は専門試験を行わない。

初級については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

エ 合格者の発表

平成15年10月17日（金）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日及び場所

平成15年11月上旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格検査  
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成15年11月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者の中から採用者を決定する。ただし、中級試験の「看護師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「保健師」、「診療放射線技師」及び「学校栄養士」の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、「看護師」、「臨床検査技師」、「理学療法士」、「保健師」及び「診療放射線技師」については平成15年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」については栄養士の免許を平成16年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

原則として平成16年4月以降。ただし、中級「看護師」で看護師の免許を有する者については、平成15年12月以降に採用される場合がある。

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びアターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成15年7月22日（火）から8月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成15年8月22日（金）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続きその他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田

市山王四丁目 1 番 2 号 電話018 ( 860 ) 3253 ) に行うこと。  
 ( 2 ) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成15年度警察官採用試験公告  
 人事委員会規則 4 - 5 ( 職員の任用 ) 第 8 条第 1 項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
 平成15年 7 月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験種類 区分及び実施機関  
 ( 1 ) 種類  
 平成15年度警察官採用試験  
 ( 2 ) 区分及び実施機関

試験区分	実 施 機 関
警 察 官 B	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官 B	秋田県人事委員会

- 2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程 度	採 用 予 定 人 員 ( 人 )				
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県	警視庁
警 察 官 B	高等学校卒業程度	15	2	2	2	2
女性警察官 B	高等学校卒業程度	3				

警察官 B の受験者は、第 2 志望まで選択できる。ただし、秋田県を第 2 志望とすることはできない。

- 3 職務内容及び給与  
 ( 1 ) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

( 2 ) 給与 ( 平成15年 4 月 1 日現在の秋田県の例 )

学 歴	給料表の種類	職務の級及び号給	給 料 月 額
高等学校卒業程度	公安職給料表	1 級 2 号給	157,500円

以上のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

- 4 受験資格

試験区分	実施機関	年 齢 ・ 性 別
警 察 官 B	秋 田 県	昭和49年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた男性
	埼 玉 県 千 葉 県 神 奈 川 県	昭和48年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた男性
女性警察官 B	警 視 庁	昭和48年 9 月23日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた女性
	秋 田 県	昭和49年 4 月 2 日から昭和61年 4 月 1 日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- ( 1 ) 日本の国籍を有しない者  
 ( 2 ) 地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号 ) 第16条の規定により地方公務員となることができない者  
 ( 3 ) 学校教育法 ( 昭和22年法律第26号 ) の規定による大学 ( 短期大学を除く。 ) を卒業した者若しくは平成16年 3 月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者  
 5 試験の実施日、場所、方法等  
 ( 1 ) 第 1 次試験

ア 実施日

平成15年 9 月21日 ( 日 )

イ 場所

大館市、秋田市及び横手市

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験、作文試験及び身体検査を行う。

エ 合格者の発表

(ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B

平成15年10月8日(水)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合

平成15年11月上旬から中旬にかけて、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日

(ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B

平成15年10月下旬

(イ) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合

平成15年11月下旬

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査及び体力検査を行う。

(イ) 警察官 B で志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

ア 警察官 B で志望が秋田県の場合及び女性警察官 B

平成15年11月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

イ 警察官 B で志望が秋田県以外の場合

平成16年1月中旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官 B 及び秋田県女性警察官 B 採用候補者名簿又は台

格を決定した都県の警察官 B 採用候補者名簿に記載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は、掲示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成16年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1F 総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)イノベーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びアターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日を除き、平成15年7月22日(火)から同年8月22日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成15年8月22日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

平成15年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成15年7月18日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度

平成15年度秋田県職員採用上級試験(職務経験者採用) 大学卒業程度

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政	2	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。

3 給与  
 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定する。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格  
 次の1及び2の要件を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び現に秋田県職員である者は、受験できない。

(1) 昭和44年4月2日から昭和49年4月1日までに生まれた者  
 (2) 民間企業等における職務経歴年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経歴年数を除く。）が5年以上有る者（平成16年3月31日までに5年に達する見込みの者を含む。）

5 試験の実施日、場所、方法等  
 (1) 第1次試験

ア 実施日  
 平成15年10月19日（日）

イ 場所  
 秋田県庁正庁 秋田市山王四丁目1番1号  
 都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法  
 大学卒業程度の教養試験、論文試験を行う。

エ 合格者の発表  
 平成15年10月29日（水）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験  
 ア 実施日及び場所

平成15年11月中旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査  
 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成15年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法

(1) 方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、民間企業等における職務経歴年数が平成16年3月31日までに5年に達する見込みの最終合格者で、平成16年3月31日までに職務経歴年数が5年に達することができなかった者は、採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

平成16年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びアターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日を除き、平成15年8月11日（月）から同年9月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。  
 なお、郵送による申込みは、平成15年9月5日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続きその他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(862)八七六六 F A X(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄